

一 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年七月二十日大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第八十五条の五並びに第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第四百四十五条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇二十五（略）</p> <p>二十六 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第二項</p> <p>二十七〇三十三（略）</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第八十五条の五並びに第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第四百四十五条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇二十五（略）</p> <p>二十六 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第一百五十六号）第三十二条第二項</p> <p>二十七〇三十三（略）</p>

2
3
4
(略)

2
3
4
(略)